第四条の前の見出し中「平成二十三年四月」を「平成二十四年四月」に改め、同条第一項中「平成二十三年四月以降」を「平成二十四年四月以降」に改め、同項の表平成十六年改正法第七条の規定による改正前の厚生年金保険法の項中

平成二十三年四月から平成二十四年三月まで	○・九九
平成二十四年四月から平成二十五年三月まで	○・九九八

を

平成二十三年四月から平成二十四年三月まで	○・九九
平成二十四年四月から平成二十五年三月まで	○・九九八

に改め、同表平成十六年改正法第十四条の規定による改正前の昭和六十年改正法の項中「七十八万八千九百円」を「七十八万六千五百円」に改め、同表平成十六年改正法第二十七条の規定による改正前の平成十二年改正法の項中「○・九八一」を「○・九七八」に、「○・九九○」を「○・九八七」に、「○・九九三」を「○・九九○」に、「○・九九六」を「○・九九三」に、「○・九九九」を「○・九九六」に改め、同表平成十二年改正法第十四条の規定による改正前の平成十年改正法の項中「○・九八一」を「○・九七八」に、「○・九八四」を「○・九八一」に、「○・九八七」を「○・九八四」に改め、同表平成十年改正法第十四条の規定による改正前の平成八年改正法の項中「○・九八一」を「○・九七八」に、「○・九八四」を「○・九八一」に改め、同表平成八年改正法第十四条の規定による改正前の平成六年改正法の項中「○・九八一」を「○・九七八」に、「○・九八四」を「○・九八一」に改め、同表平成六年改正法第十四条の規定による改正前の昭和六十年改正法の項中「七十八万八千九百円」を「七十八万六千五百円」に改め、同表平成六年改正法第二十七条の規定による改正前の平成二年改正法の項中「○・九八一」を「○・九七八」に、「○・九九○」を「○・九八七」に、「○・九九三」を「○・九九○」に、「○・九九六」を「○・九九三」に、「○・九九九」を「○・九九六」に改め、同表平成二年改正法第十四条の規定による改正前の昭和六十年改正法の項中「七十八万八千九百円」を「七十八万六千五百円」に改め、同表平成二年改正法第二十七条の規定による改正前の昭和六十年改正法の項中「七十八万八千九百円」を「七十八万六千五百円」に改め、同表平成六年改正法第十四条の規定による改正前の昭和六十年改正法の項中「七十八万八千九百円」を「七十八万六千五百円」に改め、同表平成十年改正法第十四条の規定による改正前の昭和六十年改正法の項中「七十八万八千九百円」を「七十八万六千五百円」に改め、同表平成十二年改正法第十四条の規定による改正前の昭和六十年改正法の項中「七十八万八千九百円」を「七十八万六千五百円」に改め、同表平成十四年改正法第十四条の規定による改正前の昭和六十年改正法の項中「七十八万八千九百円」を「七十八万六千五百円」に改め、同表平成十六年改正法第十四条の規定による改正前の昭和六十年改正法の項中「七十八万八千九百円」を「七十八万六千五百円」に改め、同表平成十六年改正法第十四条の規定による改正前の厚生年金保険法の項中

平成二十三年四月から平成二十四年三月まで	○・九九八
平成二十四年四月から平成二十五年三月まで	○・九九五

を

平成二十三年四月から平成二十四年三月まで	○・九九八
平成二十四年四月から平成二十五年三月まで	○・九九五

に改め、同表平成十六年改正法第十四条の規定による改正前の昭和六十年改正法の項中「七十八万八千九百円」を「七十八万六千五百円」に改め、同表平成十六年改正法第二十七条の規定による改正前の平成十二年改正法の項中「○・九八一」を「○・九七八」に、「○・九九○」を「○・九八七」に、「○・九九三」を「○・九九○」に、「○・九九六」を「○・九九三」に、「○・九九九」を「○・九九六」に改め、同表平成十二年改正法第十四条の規定による改正前の昭和六十年改正法の項中「七十八万八千九百円」を「七十八万六千五百円」に改め、同表平成十四年改正法第十四条の規定による改正前の昭和六十年改正法の項中「七十八万八千九百円」を「七十八万六千五百円」に改め、同表平成十六年改正法第十四条の規定による改正前の厚生年金保険法の項中

平成二十三年四月から平成二十四年三月まで	○・九九八
平成二十四年四月から平成二十五年三月まで	○・九九五

を

平成二十三年四月から平成二十四年三月まで	○・九九
平成二十四年四月から平成二十五年三月まで	○・九九八

に改め、同表平成十六年改正法第十四条の規定による改正前の昭和六十年改正法の項中「七十八万八千九百円」を「七十八万六千五百円」に改め、同表平成十六年改正法第二十七条の規定による改正前の平成十二年改正法の項中「○・九八一」を「○・九七八」に、「○・九九○」を「○・九八七」に、「○・九九三」を「○・九九○」に、「○・九九六」を「○・九九三」に、「○・九九九」を「○・九九六」に改め、同表平成十二年改正法第十四条の規定による改正前の昭和六十年改正法の項中「七十八万八千九百円」を「七十八万六千五百円」に改め、同表平成十四年改正法第十四条の規定による改正前の昭和六十年改正法の項中「七十八万八千九百円」を「七十八万六千五百円」に改め、同表平成十六年改正法第十四条の規定による改正前の昭和六十年改正法の項中「七十八万八千九百円」を「七十八万六千五百円」に改め、同表平成十六年改正法第十四条の規定による改正前の厚生年金保険法の項中

平成二十三年四月から平成二十四年三月まで	○・九九八
平成二十四年四月から平成二十五年三月まで	○・九九五

を

平成二十三年四月から平成二十四年三月まで	○・九九
平成二十四年四月から平成二十五年三月まで	○・九九八

に改め、同表平成十六年改正法第十四条の規定による改正前の昭和六十年改正法の項中「七十八万八千九百円」を「七十八万六千五百円」に改め、同表平成十六年改正法第二十七条の規定による改正前の平成十二年改正法の項中「○・九八一」を「○・九七八」に、「○・九九○」を「○・九八七」に、「○・九九三」を「○・九九○」に、「○・九九六」を「○・九九三」に、「○・九九九」を「○・九九六」に改め、同表平成十二年改正法第十四条の規定による改正前の昭和六十年改正法の項中「七十八万八千九百円」を「七十八万六千五百円」に改め、同表平成十四年改正法第十四条の規定による改正前の昭和六十年改正法の項中「七十八万八千九百円」を「七十八万六千五百円」に改め、同表平成十六年改正法第十四条の規定による改正前の昭和六十年改正法の項中「七十八万八千九百円」を「七十八万六千五百円」に改め、同表平成十六年改正法第十四条の規定による改正前の厚生年金保険法の項中

平成二十三年四月から平成二十四年三月まで	○・九九五
平成二十四年四月から平成二十五年三月まで	○・九九二

を

平成二十三年四月から平成二十四年三月まで	○・九九八
平成二十四年四月から平成二十五年三月まで	○・九九五

に改め、同表平成十六年改正法第十四条の規定による改正前の昭和六十年改正法の項中「七十八万八千九百円」を「七十八万六千五百円」に改め、同表平成十六年改正法第二十七条の規定による改正前の平成十二年改正法の項中「○・九八一」を「○・九七八」に、「○・九九○」を「○・九八七」に、「○・九九三」を「○・九九○」に、「○・九九六」を「○・九九三」に、「○・九九九」を「○・九九六」に改め、同表平成十二年改正法第十四条の規定による改正前の昭和六十年改正法の項中「七十八万八千九百円」を「七十八万六千五百円」に改め、同表平成十四年改正法第十四条の規定による改正前の昭和六十年改正法の項中「七十八万八千九百円」を「七十八万六千五百円」に改め、同表平成十六年改正法第十四条の規定による改正前の昭和六十年改正法の項中「七十八万八千九百円」を「七十八万六千五百円」に改め、同表平成十六年改正法第十四条の規定による改正前の厚生年金保険法の項中

平成二十三年四月から平成二十四年三月まで	○・九九二
平成二十四年四月から平成二十五年三月まで	○・九八九

を

平成二十三年四月から平成二十四年三月まで	○・九九五
平成二十四年四月から平成二十五年三月まで	○・九九二

に改め、同表平成十六年改正法第十四条の規定による改正前の昭和六十年改正法の項中「七十八万八千九百円」を「七十八万六千五百円」に改め、同表平成十六年改正法第二十七条の規定による改正前の平成十二年改正法の項中「○・九八一」を「○・九七八」に、「○・九九○」を「○・九八七」に、「○・九九三」を「○・九九○」に、「○・九九六」を「○・九九三」に、「○・九九九」を「○・九九六」に改め、同表平成十二年改正法第十四条の規定による改正前の昭和六十年改正法の項中「七十八万八千九百円」を「七十八万六千五百円」に改め、同表平成十四年改正法第十四条の規定による改正前の昭和六十年改正法の項中「七十八万八千九百円」を「七十八万六千五百円」に改め、同表平成十六年改正法第十四条の規定による改正前の昭和六十年改正法の項中「七十八万八千九百円」を「七十八万六千五百円」に改め、同表平成十六年改正法第十四条の規定による改正前の厚生年金保険法の項中

平成二十三年四月から平成二十四年三月まで	○・九八九
平成二十四年四月から平成二十五年三月まで	○・九八六

を

平成二十三年四月から平成二十四年三月まで	○・九九二
平成二十四年四月から平成二十五年三月まで	○・九八九

に改め、同表平成十六年改正法第十四条の規定による改正前の昭和六十年改正法の項中「七十八万八千九百円」を「七十八万六千五百円」に改め、同表平成十六年改正法第二十七条の規定による改正前の平成十二年改正法の項中「○・九八一」を「○・九七八」に、「○・九九○」を「○・九八七」に、「○・九九三」を「○・九九○」に、「○・九九六」を「○・九九三」に、「○・九九九」を「○・九九六」に改め、同表平成十二年改正法第十四条の規定による改正前の昭和六十年改正法の項中「七十八万八千九百円」を「七十八万六千五百円」に改め、同表平成十四年改正法第十四条の規定による改正前の昭和六十年改正法の項中「七十八万八千九百円」を「七十八万六千五百円」に改め、同表平成十六年改正法第十四条の規定による改正前の昭和六十年改正法の項中「七十八万八千九百円」を「七十八万六千五百円」に改め、同表平成十六年改正法第十四条の規定による改正前の厚生年金保険法の項中

平成二十三年四月から平成二十四年三月まで	○・九八六
平成二十四年四月から平成二十五年三月まで	○・九八三

を

平成二十三年四月から平成二十四年三月まで	○・九八九
平成二十四年四月から平成二十五年三月まで	○・九八六

に改め、同表平成十六年改正法第十四条の規定による改正前の昭和六十年改正法の項中「七十八万八千九百円」を「七十八万六千五百円」に改め、同表平成十六年改正法第二十七条の規定による改正前の平成十二年改正法の項中「○・九八一」を「○・九七八」に、「○・九九○」を「○・九八七」に、「○・九九三」を「○・九九○」に、「○・九九六」を「○・九九三」に、「○・九九九」を「○・九九六」に改め、同表平成十二年改正法第十四条の規定による改正前の昭和六十年改正法の項中「七十八万八千九百円」を「七十八万六千五百円」に改め、同表平成十四年改正法第十四条の規定による改正前の昭和六十年改正法の項中「七十八万八千九百円」を「七十八万六千五百円」に改め、同表平成十六年改正法第十四条の規定による改正前の昭和六十年改正法の項中「七十八万八千九百円」を「七十八万六千五百円」に改め、同表平成十六年改正法第十四条の規定による改正前の厚生年金保険法の項中

平成二十三年四月から平成二十四年三月まで	○・九八六
平成二十四年四月から平成二十五年三月まで	○・九八三

を

平成二十三年四月から平成二十四年三月まで	○・九八九
平成二十四年四月から平成二十五年三月まで	○・九八六

に改め、同表平成十六年改正法第十四条の規定による改正前の昭和六十年改正法の項中「七十八万八千九百円」を「七十八万六千五百円」に改め、同表平成十六年改正法第二十七条の規定による改正前の平成十二年改正法の項中「○・九八一」を「○・九七八」に、「○・九九○」を「○・九八七」に、「○・九九三」を「○・九九○」に、「○・九九六」を「○・九九三」に、「○・九九九」を「○・九九六」に改め、同表平成十二年改正法第十四条の規定による改正前の昭和六十年改正法の項中「七十八万八千九百円」を「七十八万六千五百円」に改め、同表平成十四年改正法第十四条の規定による改正前の昭和六十年改正法の項中「七十八万八千九百円」を「七十八万六千五百円」に改め、同表平成十六年改正法第十四条の規定による改正前の昭和六十年改正法の項中「七十八万八千九百円」を「七十八万六千五百円」に改め、同表平成十六年改正法第十四条の規定による改正前の厚生年金保険法の項中

平成二十三年四月から平成二十四年三月まで	○・九八三
平成二十四年四月から平成二十五年三月まで	○・九八〇

を

平成二十三年四月から平成二十四年三月まで	○・九八六
平成二十四年四月から平成二十五年三月まで	○・九八三

に改め、同表平成十六年改正法第十四条の規定による改正前の昭和六十年改正法の項中「七十八万八千九百円」を「七十八万六千五百円」に改め、同表平成十六年改正法第二十七条の規定による改正前の平成十二年改正法の項中「○・九八一」を「○・九七八」に、「○・九九○」を「○・九八七」に、「○・九九三」を「○・九九○」に、「○・九九六」を「○・九九三」に、「○・九九九」を「○・九九六」に改め、同表平成十二年改正法第十四条の規定による改正前の昭和六十年改正法の項中「七十八万八千九百円」を「七十八万六千五百円」に改め、同表平成十四年改正法第十四条の規定による改正前の昭和六十年改正法の項中「七十八万八千九百円」を「七十八万六千五百円」に改め、同表平成十六年改正法第十四条の規定による改正前の昭和六十年改正法の項中「七十八万八千九百円」を「七十八万六千五百円」に改め、同表平成十六年改正法第十四条の規定による改正前の厚生年金保険法の項中

平成二十三年四月から平成二十四年三月まで	○・九八〇
平成二十四年四月から平成二十五年三月まで	○・九七七

を

平成二十三年四月から平成二十四年三月まで	○・九八三
平成二十四年四月から平成二十五年三月まで	○・九八〇

に改め、同表平成十六年改正法第十四条の規定による改正前の昭和六十年改正法の項中「七十八万八千九百円」を「七十八万六千五百円」に改め、同表平成十六年改正法第二十七条の規定による改正前の平成十二年改正法の項中「○・九八一」を「○・九七八」に、「○・九九○」を「○・九八七」に、「○・九九三」を「○・九九○」に、「○・九九六」を「○・九九三」に、「○・九九九」を「○・九九六」に改め、同表平成十二年改正法第十四条の規定による改正前の昭和六十年改正法の項中「七十八万八千九百円」を「七十八万六千五百円」に改め、同表平成十四年改正法第十四条の規定による改正前の昭和六十年改正法の項中「七十八万八千九百円」を「七十八万六千五百円」に改め、同表平成十六年改正法第十四条の規定による改正前の昭和六十年改正法の項中「七十八万八千九百円」を「七十八万六千五百円」に改め、同表平成十六年改正法第十四条の規定による改正前の厚生年金保険法の項中

平成二十三年四月から平成二十四年三月まで	○・九七七
平成二十四年四月から平成二十五年三月まで	○・九七四

を

平成二十三年四月から平成二十四年三月まで	○・九八〇
平成二十四年四月から平成二十五年三月まで	○・九七七

に改め、同表平成十六年改正法第十四条の規定による改正前の昭和六十年改正法の項中「七十八万八千九百円」を「七十八万六千五百円」に改め、同表平成十六年改正法第二十七条の規定による改正前の平成十二年改正法の項中「○・九八一」を「○・九七八」に、「○・九九○」を「○・九八七」に、「○・九九三」を「○・九九○」に、「○・九九六」を「○・九九三」に、「○・九九九」を「○・九九六」に改め、同表平成十二年改正法第十四条の規定による改正前の昭和六十年改正法の項中「七十八万八千九百円」を「七十八万六千五百円」に改め、同表平成十四年改正法第十四条の規定による改正前の昭和六十年改正法の項中「七十八万八千九百円」を「七十八万六千五百円」に改め、同表平成十六年改正法第十四条の規定による改正前の昭和六十年改正法の項中「七十八万八千九百円」を「七十八万六千五百円」に改め、同表平成十六年改正法第十四条の規定による改正前の厚生年金保険法の項中

平成二十三年四月から平成二十四年三月まで	○・九七四
平成二十四年四月から平成二十五年三月まで	○・九七一

を

平成二十三年四月から平成二十四年三月まで	○・九七七
平成二十四年四月から平成二十五年三月まで	○・九七四

に改め、同表平成十六年改正法第十四条の規定による改正前の昭和六十年改正法の項中「七十八万八千九百円」を「七十八万六千五百円」に改め、同表平成十六年改正法第二十七条の規定による改正前の平成十二年改正法の項中「○・九八一」を「○・九七八」に、「○・九九○」を「○・九八七」に、「○・九九三」を「○・九九○」に、「○・九九六」を「○・九九三」に、「○・九九九」を「○・九九六」に改め、同表平成十二年改正法第十四条の規定による改正前の昭和六十年改正法の項中「七十八万八千九百円」を「七十八万六千五百円」に改め、同表平成十四年改正法第十四条の規定による改正前の昭和六十年改正法の項中「七十八万八千九百円」を「七十八万六千五百円」に改め、同表平成十六年改正法第十四条の規定による改正前の昭和六十年改正法の項中「七十八万八千九百円」を「七十八万六千五百円」に改め、同表平成十六年改正法第十四条の規定による改正前の厚生年金保険法の項中

平成二十三年四月から平成二十四年三月まで	○・九七一
平成二十四年四月から平成二十五年三月まで	○・九六八

を

平成二十三年四月から平成二十四年三月まで	○・九七四
平成二十四年四月から平成二十五年三月まで	○・九七一

に改め、同表平成十六年改正法第十四条の規定による改正前の昭和六十年改正法の項中「七十八万八千九百円」を「七十八万六千五百円」に改め、同表平成十六年改正法第二十七条の規定による改正前の平成十二年改正法の項中「○・九八一」を「○・九七八」に、「○・九九○」を「○・九八七」に、「○・九九三」を「○・九九○」に、「○・九九六」を「○・九九三」に、「○・九九九」を「○・九九六」に改め、同表平成十二年改正法第十四条の規定による改正前の昭和六十年改正法の項中「七十八万八千九百円」を「七十八万六千五百円」に改め、同表平成十四年改正法第十四条の規定による改正前の昭和六十年改正法の項中「七十八万八千九百円」を「七十八万六千五百円」に改め、同表平成十六年改正法第十四条の規定による改正前の昭和六十年改正法の項中「七十八万八千九百円」を「七十八万六千五百円」に改め、同表平成十六年改正法第十四条の規定による改正前の厚生年金保険法の項中

平成二十三年四月から平成二十四年三月まで	○・九六八
平成二十四年四月から平成二十五年三月まで	○・九六五

を

平成二十三年四月から平成二十四年三月まで	○・九七一
平成二十四年四月から平成二十五年三月まで	○・九六八

に改め、同表平成十六年改正法第十四条の規定による改正前の昭和六十年改正法の項中「七十八万八千九百円」を「七十八万六千五百円」に改め、同表平成十六年改正法第二十七条の規定による改正前の平成十二年改正法の項中「○・九八一」を「○・九七八」に、「○・九九○」を「○・九八七」に、「○・九九三」を「○・九九○」に、「○・九九六」を「○・九九三」に、「○・九九九」を「○・九九六」に改め、同表平成十二年改正法第十四条の規定による改正前の昭和六十年改正法の項中「七十八万八千九百円」を「七十八万六千五百円」に改め、同表平成十四年改正法第十四条の規定による改正前の昭和六十年改正法の項中「七十八万八千九百円」を「七十八万六千五百円」に改め、同表平成十六年改正法第十四条の規定による改正前の昭和六十年改正法の項中「七十八万八千九百円」を「七十八万六千五百円」に改め、同表平成十六年改正法第十四条の規定による改正前の厚生年金保険法の項中

平成二十三年四月から平成二十四年三月まで	○・九六五
平成二十四年四月から平成二十五年三月まで	○・九六二

を

平成二十三年四月から平成二十四年三月まで	○・九六八
平成二十四年四月から平成二十五年三月まで	○・九六五

に改め、同表平成十六年改正法第十四条の規定による改正前の昭和六十年改正法の項中「七十八万八千九百円」を「七十八万六千五百円」に改め、同表平成十六年改正法第二十七条の規定による改正前の平成十二年改正法の項中「○・九八一」を「○・九七八」に、「○・九九○」を「○・九八七」に、「○・九九三」を「○・九九○」に、「○・九九六」を「○・九九三」に、「○・九九九」を「○・九九六」に改め、同表平成十二年改正法第十四条の規定による改正前の昭和六十年改正法の項中「七十八万八千九百円」を「七十八万六千五百円」に改め、同表平成十四年改正法第十四条の規定による改正前の昭和六十年改正法の項中「七十八万八千九百円」を「七十八万六千五百円」に改め、同表平成十六年改正法第十四条の規定による改正前の昭和六十年改正法の項中「七十八万八千九百円」を「七十八万六千五百円」に改め、同表平成十六年改正法第十四条の規定による改正前の厚生年金保険法の項中

平成二十三年四月から平成二十四年三月まで	○・九六二
平成二十四年四月から平成二十五年三月まで	○・九五九

を

平成二十三年四月から平成二十四年三月まで	○・九六五
平成二十四年四月から平成二十五年三月まで	○・九六二

に改め、同表平成十六年改正法第十四条の規定による改正前の昭和六十年改正法の項中「七十八万八千九百円」を「七十八万六千五百円」に改め、同表平成十六年改正法第二十七条の規定による改正前の平成十二年改正法の項中「○・九八一」を「○・九七八」に、「○・九九○」を「○・九八七」に、「○・九九三」を「○・九九○」に、「○・九九六」を「○・九九三」に、「○・九九九」を「○・九九六」に改め、同表平成十二年改正法第十四条の規定による改正前の昭和六十年改正法の項中「七十八万八千九百円」を「七十八万六千五百円」に改め、同表平成十四年改正法第十四条の規定による改正前の昭和六十年改正法の項中「七十八万八千九百円」を「七十八万六千五百円」に改め、同表平成十六年改正法第十四条の規定による改正前の昭和六十年改正法の項中「七十八万八千九百円」を「七十八万六千五百円」に改め、同表平成十六年改正法第十四条の規定による改正前の厚生年金保険法の項中

平成二十三年四月から平成二十四年三月まで	○・九五九
平成二十四年四月から平成二十五年三月まで	○・九五六

を

平成二十三年四月から平成二十四年三月まで	○・九六二
平成二十四年四月から平成二十五年三月まで	○・九五九

に改め、同表平成十六年改正法第十四条の規定による改正前の昭和六十年改正法の項中「七十八万八千九百円」を「七十八万六千五百円」に改め、同表平成十六年改正法第二十七条の規定による改正前の平成十二年改正法の項中「○・九八一」を「○・九七八」に、「○・九九○」を「○・九八七」に、「○・九九三」を「○・九九○」に、「○・九九六」を「○・九九三」に、「○・九九九」を「○・九九六」に改め、同表平成十二年改正法第十四条の規定による改正前の昭和六十年改正法の項中「七十八万八千九百円」を「七十八万六千五百円」に改め、同表平成十四年改正法第十四条の規定による改正前の昭和六十年改正法の項中「七十八万八千九百円」を「七十八万六千五百円」に改め、同表平成十六年改正法第十四条の規定による改正前の昭和六十年改正法の項中「七十八万八千九百円」を「七十八万六千五百円」に改め、同表平成十六年改正法第十四条の規定による改正前の厚生年金保険法の項中

平成二十三年四月から平成二十四年三月まで	○・九五六
平成二十四年四月から平成二十五年三月まで	○・九五三

を

平成二十三年四月から平成二十四年三月まで	○・九五九
平成二十四年四月から平成二十五年三月まで	○・九五六

に改め、同表平成十六年改正法第十四条の規定による改正前の昭和六十年改正法の項中「七十八万八千九百円」を「七十八万六千五百円」に改め、同表平成十六年改正法第二十七条の規定による改正前の平成十二年改正法の項中「○・九八一」を「○・九七八」に、「○・九九○」を「○・九八七」に、「○・九九三」を「○・九九○」に、「○・九九六」を「○・九九三」に、「○・九九九」を「○・九九六」に改め、同表平成十二年改正法第十四条の規定による改正前の昭和六十年改正法の項中「七十八万八千九百円」を「七十八万六千五百円」に改め、同表平成十四年改正法第十四条の規定による改正前の昭和六十年改正法の項中「七十八万八千九百円」を「七十八万六千五百円」に改め、同表平成十六年改正法第十四条の規定による改正前の昭和六十年改正法の項中「七十八万八千九百円」を「七十八万六千五百円」に改め、同表平成十六年改正法第十四条の規定による改正前の厚生年金保険法の項中

平成二十三年四月から平成二十四年三月まで	○・九五三
平成二十四年四月から平成二十五年三月まで	○・九五〇

を

平成二十三年四月から平成二十四年三月まで	○・九五六
平成二十四年四月から平成二十五年三月まで	○・九五三

に改め、同表平成十六年改正法第十四条の規定による改正前の昭和六十年改正法の項中「七十八万八千九百円」を「七十八万六千五百円」に改め、同表平成十六年改正法第二十七条の規定による改正前の平成十二年改正法の項中「○・九八一」を「○・九七八」に、「○・九九○」を「○・九八七」に、「○・九九三」を「○・九九○」に、「○・九九六」を「○・九九三」に、「○・九九九」を「○・九九六」に改め、同表平成十二年改正法第十四条の規定による改正前の昭和六十年改正法の項中「七十八万八千九百円」を「七十八万六千五百円」に改め、同表平成十四年改正法第十四条の規定による改正前の昭和六十年改正法の項中「七十八万八千九百円」を「七十八万六千五百円」に改め、同表平成十六年改正法第十四条の規定による改正前の昭和六十年改正法の項中「七十八万八千九百円」を「七十八万六千五百円」に改め、同表平成十六年改正法第十四条の規定による改正前の厚生年金保険法の項中

平成二十三年四月から平成二十四年三月まで	○・九五〇
平成二十四年四月から平成二十五年三月まで	○・九四七

を

平成二十三年四月から平成二十四年三月まで	○・九五三
平成二十四年四月から平成二十五年三月まで	○・九五〇

に改め、同表平成十六年改正法第十四条の規定による改正前の昭和六十年改正法の項中「七十八万八千九百円」を「七十八万六千五百円」に改め、同表平成十六年改正法第二十七条の規定による改正前の平成十二年改正法の項中「○・九八一」を「○・九七八」に、「○・九九○」を「○・九八七」に、「○・九九三」を「○・九九○」に、「○・九九六」を「○・九九三」に、「○・九九九」を「○・九九六」に改め、同表平成十二年改正法第十四条の規定による改正前の昭和六十年改正法の項中「七十八万八千九百円」を「七十八万六千五百円」に改め、同表平成十四年改正法第十四条の規定による改正前の昭和六十年改正法の項中「七十八万八千九百円」を「七十八万六千五百円」に改め、同表平成十六年改正法第十四条の規定による改正前の昭和六十年改正法の項中「七十八万八千九百円」を「七十八万六千五百円」に改め、同表平成十六年改正法第十四条の規定による改正前の厚生年金保険法の項中

平成二十三年四月から平成二十四年三月まで	○・九四七
平成二十四年四月から平成二十五年三月まで	○・九四四

を

平成二十三年四月から平成二十四年三月まで	○・九五〇
平成二十四年四月から平成二十五年三月まで	○・九四七

に改め、同表平成十六年改正法第十四条の規定による改正前の昭和六十年改正法の項中「七十八万八千九百円」を「七十八万六千五百円」に改め、同表平成十六年改正法第二十七条の規定による改正前の平成十二年改正法の項中「○・九八一」を「○・九七八」に、「○・九九○」を「○・九八七」に、「○・九九三」を「○・九九○」に、「○・九九六」を「○・九九三」に、「○・九九九」を「○・九九六」に改め、同表平成十二年改正法第十四条の規定による改正前の昭和六十年改正法の項中「七十八万八千九百円」を「七十八万六千五百円」に改め、同表平成十四年改正法第十四条の規定による改正前の昭和六十年改正法の項中「七十八万八千九百円」を「七十八万六千五百円」に改め、同表平成十六年改正法第十四条の規定による改正前の昭和六十年改正法の項中「七十八万八千九百円」を「七十八万六千五百円」に改め、同表平成十六年改正法第十四条の規定による改正前の厚生年金保険法の項中

平成二十三年四月から平成二十四年三月まで	○・九四四
平成二十四年四月から平成二十五年三月まで	○・九四一

を

平成二十三年四月から平成二十四年三月まで	○・九四七
平成二十四年四月から平成二十五年三月まで	○・九四四

に改め、同表平成十六年改正法第十四条の規定による改正前の昭和六十年改正法の項中「七十八万八千九百円」を「七十八万六千五百円」に改め、同表平成十六年改正法第二十七条の規定による改正前の平成十二年改正法の項中「○・九八一」を「○・九七八」に、「○・九九○」を「○・九八七」に、「○・九九三」を「○・九九○」に、「○・九九六」を「○・九九三」に、「○・九九九」を「○・九九六」に改め、同表平成十二年改正法第十四条の規定による改正前の昭和六十年改正法の項中「七十八万八千九百円」を「七十八万六千五百円」に改め、同表平成十四年改正法第十四条の規定による改正前の昭和六十年改正法の項中「七十八万八千九百円」を「七十八万六千五百円」に改め、同表平成十六年改正法第十四条の規定による改正前の昭和六十年改正法の項中「七十八万八千九百円」を「七十八万六千五百円」に改め、同表平成十六年改正法第十四条の規定による改正前の厚生年金保険法の項中

平成二十三年四月から平成二十四年三月まで	○・九四一
平成二十四年四月から平成二十五年三月まで	○・九三七

を

平成二十三年四月から平成二十四年三月まで	○・九四四
平成二十四年四月から平成二十五年三月まで	○・九四一

に改め、同表平成十六年改正法第十四条の規定による改正前の昭和六十年改正法の項中「七十八万八千九百円」を「七十八万六千五百円」に改め、同表平成十六年改正法第二十七条の規定による改正前の平成十二年改正法の項中「○・九八一」を「○・九七八」に、「○・九九○」を「○・九八七」に、「○・九九三」を「○・九九○」に、「○・九九六」を「○・九九三」に、「○・九九九」を「○・九九六」に改め、同表平成十二年改正法第十四条の規定による改正前の昭和六十年改正法の項中「七十八万八千九百円」を「七十八万六千五百円」に改め、同表平成十四年改正法第十四条の規定による改正前の昭和六十年改正法の項中「七十八万八千九百円」を「七十八万六千五百円」に改め、同表平成十六年改正法第十四条の規定による改正前の昭和六十年改正法の項中「七十八万八千九百円」を「七十八万六千五百円」に改め、同表平成十六年改正法第十四条の規定による改正前の厚生年金保険法の項中

平成二十三年四月から平成二十四年三月まで	○・九三七
平成二十四年四月から平成二十五年三月まで	○・九三四

を

平成二十三年四月から平成二十四年三月まで	○・九四一
平成二十四年四月から平成二十五年三月まで	○・九三七

に改め、同表平成十六年改正法第十四条の規定による改正前の昭和六十年改正法の項中「七十八万八千九百円」を「七十八万六千五百円」に改め、同表平成十六年改正法第二十七条の規定による改正前の平成十二年改正法の項中「○・九八一」を「○・九七八」に、「○・九九○」を「○・九八七」に、「○・九九三」を「○・九九○」に、「○・九九六」を「○・九九三」に、「○・九九九」を「○・九九六」に改め、同表平成十二年改正法第十四条の規定による改正前の昭和六十年改正法の項中「七十八万八千九百円」を「七十八万六千五百円」に改め、同表平成十四年改正法第十四条の規定による改正前の昭和六十年改正法の項中「七十八万八千九百円」を「七十八万六千五百円」に改め、同表平成十六年改正法第十四条の規定による改正前の昭和六十年改正法の項中「七十八万八千九百円」を「七十八万六千五百円」に改め、同表平成十六年改正法第十四条の規定による改正前の厚生年金保険法の項中

平成二十三年四月から平成二十四年三月まで	○・九三四
平成二十四年四月から平成二十五年三月まで	○・九三一

を

平成二十三年四月から平成二十四年三月まで	○・九三七
平成二十四年四月から平成二十五年三月まで	○・九三四

に改め、同表平成十六年改正法第十四条の規定による改正前の昭和六十年改正法の項中「七十八万八千九百円」を「七十八万六千五百円」に改め、同表平成十六年改正法第二十七条の規定による改正前の平成十二年改正法の項中「○・九八一」を「○・九七八」に、「○・九九○」を「○・九八七」に、「○・九九三」を「○・九九○」に、「○・九九六」を「○・九九三」に、「○・九九九」を「○・九九六」に改め、同表平成十二年改正法第十四条の規定による改正前の昭和六十年改正法の項中「七十八万八千九百円」を「七十八万六千五百円」に改め、同表平成十四年改正法第十四条の規定による改正前の昭和六十年改正法の項中「七十八万八千九百円」を「七十八万六千五百円」に改め、同表平成十六年改正法第十四条の規定による改正前の昭和六十年改正法の項中「七十八万八千九百円」を「七十八万六千五百円」に改め、同表平成十六年改正法第十四条の規定による改正前の厚生年金保険法の項中

平成二十三年四月から平成二十四年三月まで	○・九三一
平成二十四年四月から平成二十五年三月まで	○・九二八

を

平成二十三年四月から平成二十四年三月まで	○・九三四
平成二十四年四月から平成二十五年三月まで	○・九三一

に改め、同表平成十六年改正法第十四条の規定による改正前の昭和六十年改正法の項中「七十八万八千九百円」を「七十八万六千五百円」に改め、同表平成十六年改正法第二十七条の規定による改正前の平成十二年改正法の項中「○・九八一」を「○・九七八」に、「○・九九○」を「○・九八七」に、「○・九九三」を「○・九九○」に、「○・九九六」を「○・九九三」に、「○・九九九」を「○・九九六」に改め、同表平成十二年改正法第十四条の規定による改正前の昭和六十年改正法の項中「七十八万八千九百円」を「七十八万六千五百円」に改め、同表平成十四年改正法第十四条の規定による改正前の昭和六十年改正法の項中「七十八万八千九百円」を「七十八万六千五百円」に改め、同表平成十六年改正法第十四条の規定による改正前の昭和六十年改正法の項中「七十八万八千九百円」を「七十八万六千五百円」に改め、同表平成十六年改正法第十四条の規定による改正前の厚生年金保険法の項中

平成二十三年四月から平成二十四年三月まで	○・九二八
平成二十四年四月から平成二十五年三月まで	○・九二五

を

平成二十三年四月から平成二十四年三月まで	○・九三一
平成二十四年四月から平成二十五年三月まで	○・九二八

に改め、同表平成十六年改正法第十四条の規定による改正前の昭和六十年改正法の項中「七十八万八千九百円」を「七十八万六千五百円」に改め、同表平成十六年改正法第二十七条の規定による改正前の平成十二年改正法の項中「○・九八一」を「○・九七八」に、「○・九九○」を「○・九八七」に、「○・九九三」を「○・九九○」に、「○・九九六」を「○・九九三」に、「○・九九九」を「○・九九六」に改め、同表平成十二年改正法第十四条の規定による改正前の昭和六十年改正法の項中「七十八万八千九百円」を「七十八万六千五百円」に改め、同表平成十四年改正法第十四条の規定による改正前の昭和六十年改正法の項中